

# 【週刊タバコの正体】

Vol.50 第14話～第16話 2021年12月 和歌山工業高校奥田恭久

## ■Vol. 50

### (No. 688) 第14話喫煙後も注意

—衣服や髪の毛などに染みついたタバコのにおいは結構...

タバコの煙は喫煙者本人だけが吸い込むのではなく、周りの人も吸わされています。これを受動喫煙と呼ぶことは知っていますよね。この受動喫煙には、左図の漫画のように「二次喫煙」と「三次喫煙」があります。三次喫煙は、喫煙者が吸い終わった後に残った有害成分を吸い込む事で「サードハンドスモーク」とか「残留受動喫煙」とも呼ばれています。煙がなくてもニオイがする場合がありますが、これがサードハンドスモークなのです。

いわゆる“タバコのニオイ”を感じた時はサードハンドスモークの被害を受けているわけですが、このニオイを不快に感じる人は多く、頭痛や吐き気をもよおす場合も少なくありません。タバコを吸い終わったからと言って、他人への受動喫煙の心配がなくなるわけではないのです。

### (No. 689) 第15話保険料の割引

—非喫煙者の保険料がスタンダードで、喫煙者向けは高くなる...

「もし、予期せぬケガや病気になって、大きな出費が必要になったら・・・」、皆さんは、そんな心配をしたことはないでしょう。しかし、将来自立し限られた収入で生活するようになれば、こんな事も考えておかなければいけません。そこで世間の多くの人は、そんな時のために保険に加入しています。これは、日頃定期的に保険料を支払い、万が一の大きな出費をまかなってもらう仕組みです。

その保険料が左図にあるように契約時の健康状態によって安くなるのを知っていますか。その一番目にあげられているのが、喫煙の有無なのです。つまり、タバコを吸っていないければ保険料が安くなるわけで、多くの保険会社が、非喫煙者には割引する種類を用意しています。下の広告は、ある会社の具体例で、「たばこを吸わない人にメリットがある」保険なのです。

いかがでしょうか。タバコを吸い始めなければ、タバコ代はかからないし、保険料も安くなる上、何より病気になる確率も低くなりますが、反対に吸い始めてしまうと、タバコ代+高い保険料+発病リスクがついてきます。

### (No. 690) 第16話また、吸えなかった

—喫煙所でタバコを吸うにも一苦労する時代...

下図に示す改正健康増進法が施行されてから、公共の場では受動喫煙防止措置が常識となりました。喫煙者が当たり前のようにいたる所でタバコを吹かしていた時代は、今や遠い昔となってきました。それどころか、左の「工場あるある」漫画のような事態もでているようです。

こんな苦労をしても、タバコを吸い続けなければいけない時代が来るのです。タバコを必要とするのは、事情はともかく「タバコをやめられない」ニコチン依存症になっている人たちなので、吸い始めさえしなければ、私たちの生活にタバコは必要ありません。

「また・・・吸えなかった・・・」なんて、タバコを吸うことが生活の中心になってしまうのは、とてもつらいですよね。だから、タバコに手を出すべきではありません。

## volume 50 Serial number 688 第14話 週刊 タバコの正体

タバコの煙は喫煙者本人だけが吸い込むのではなく、周りの人も吸わされています。これを受動喫煙と呼ぶことは知っていますよね。この受動喫煙には、左図の漫画のように「二次喫煙」と「三次喫煙」があります。

三次喫煙は、喫煙者が吸い終わった後に残った有害成分を吸い込む事で「サードハンドスモーク」とか「残留受動喫煙」とも呼ばれています。煙がなくてもニオイがする場合がありますが、これがサードハンドスモークなのです。

いわゆる“タバコのニオイ”を感じた時はサードハンドスモークの被害を受けているわけですが、このニオイを不快に感じる人は多く、頭痛や吐き気をもよおす場合も少なくありません。タバコを吸い終わったからと言って、他人への受動喫煙の心配がなくなるわけではないのです。

たとえば、喫煙者の髪の毛や服にはニオイがしみついています。それに、下のグラフのように喫煙した人の口臭にタバコのニオイがなくなるのに、吸い終わった直後から45分かかるのです。だから、吸い終わった直後に接する人にはサードハンドスモークをさせているわけですね。とりわけ直後に同乗したエレベーター内の人たちには、かなり不快な思いをさせてしまいます。

他人に迷惑をかけずタバコを吸うには、喫煙後も注意しなければいけない事を知っておいて下さい。

産業デザイン科 奥田 恭久

Zero Project In WAKO Since 2005

## volume 50 Serial number 690 第16話 週刊 タバコの正体

下図に示す改正健康増進法が施行されてから、公共の場では受動喫煙防止措置が常識となりました。喫煙者が当たり前のようにいたる所でタバコを吹かしていた時代は、今や遠い昔となってきました。それどころか、左の「工場あるある」漫画のような事態もでているようです。

こんな苦労をしても、タバコを吸い続けなければいけない時代が来るのです。タバコを必要とするのは、事情はともかく「タバコをやめられない」ニコチン依存症になっている人たちなので、吸い始めさえしなければ、私たちの生活にタバコは必要ありません。

「また・・・吸えなかった・・・」なんて、タバコを吸うことが生活の中心になってしまうのは、とてもつらいですよね。だから、タバコに手を出すべきではありません。

産業デザイン科 奥田 恭久

改正健康増進法による規制	
<b>敷地内禁煙</b> 2023年7月以降 ●学校 ●病院 ●保育所 ●児童福祉施設 ●行政機関 など	○屋内は完全禁煙 ○受動喫煙防止措置を取れば、屋外喫煙所は設置可
<b>原則屋内禁煙</b> 2026年10月以降 ●事務所 ●工場 ●ホテル ●飲食店(大規模店) ●旅客船 ●鉄道 など	○喫煙専用室の設置可(飲食店等) ○加熱式たばこは「喫煙室」を設置すれば飲食しながら喫煙可

公明党ニコスサイトから  
Zero Project In WAKO Since 2005

毎週火曜日発行



URL: [https://www.jascs.jp/truth\\_of\\_tabacco/truth\\_of\\_tabacco\\_index.html](https://www.jascs.jp/truth_of_tabacco/truth_of_tabacco_index.html)

※週刊タバコの正体は日本禁煙学会のHPでご覧下さい。  
 ※一話ごとにpdfファイルで閲覧・ダウンロードが可能です。  
 ※HPへのアクセスには右のQRコードが利用できます。

